|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和７年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 | | | |
| *（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援）* | | | |
| 事業所の名称 |  | 事業者(法人)  の名称 |  |
| サービスの種別 |  |
| 事業所の所在地 |  | 法人代表者  の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ |  | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ |  | メールアドレス |  |
| 指定年月日  （更新の場合は更新指定年月日） | 年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| 実地指導の対象となる事業 | □自立訓練（機能訓練）　　□自立訓練（生活訓練）　　□就労移行支援　　　□就労定着支援  （☑を記入してください） | | |
| ※記入及び提出に関する注意事項 | | | |
| １　本調書には、運営指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 | | | |
| また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 | | | |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援）」を、運営指導実施日の１４日前までに１部提出してください。作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 | | | |
| ３．「第２－１から第２－４　人員に関する基準」と「第６－２から第６－５　介護給付費等の算定及び取り扱い」は、該当事業分のみ作成してください。 | | | |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日 | | | |

目　次

　　第1　　　 基本方針 第６－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項）

第２－１　人員に関する基準（自立訓練（機能訓練））　　第６－２　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（機能訓練））

　　第２－２　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練））　　第６－３　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（生活訓練））

　　第２－３　人員に関する基準（就労移行支援）　　　　　　第６－４　介護給付費等の算定及び取扱い（就労移行支援）

　　第２－４　人員に関する基準（就労定着支援）　　　　　　第６－５　介護給付費等の算定及び取扱い（就労定着支援）

　　第３　　　設備に関する基準

　　第４　　　運営に関する基準

　　第５　　　変更の届出等

※「第２－１から第２－４　人員に関する基準」と「第６－１から第６－５　介護給付費等の算定及び取扱い」は該当事業分のみ作成の上、提出してください。

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

サービス基準省令第162条の４、第171条、第184条、第206条の12、サービス基準条例第131条、第143条、第157条、第180条の12について規定される準用先のみを根拠法令に記載しています。

第１　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法 |
| １　基本方針  ［関係書類］  運営規程  個別支援計画  ケース記録  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類  勤務実績表 | （１）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しているか。  （２）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めているか。  （３）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  【自立訓練（機能訓練）】  指定自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。  【自立訓練（生活訓練）】  指定自立訓練（生活訓練）の事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。  【就労移行支援】  指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の9に規定する者に対して、規則第6条の8に規定する期間にわたり生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。  【就労定着支援】  指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行っているか。 | （１）適　・　否　・　該当なし  （２）適　・　否　・　該当なし  （３）適　・　否　・　該当なし  適　・　否　・　該当なし  適　・　否　・　該当なし  適　・　否　・　該当なし  適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令  第３条  サービス基準条例  第４条  サービス基準省令  第155条  サービス基準条例  第124条  サービス基準省令  第165条  サービス基準条例  第135条  サービス基準省令  第174条  サービス基準条例  第147条  サービス基準省令  第206条の2  サービス基準条例  第180条の2 |

| 第２－１　人員に関する基準（自立訓練（機能訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  【多機能型に関 する特例】 | １　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。  ２　看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。  ３　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以 上となっているか。  ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ４　生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。  多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、上記の１～４の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤としているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  看護職員の人数（　　　　　　　　人）  ３．　適　・　否  理学療法士又は作業療法士の人数（　　　　　　　人）  ４．　適　・　否  生活支援員の人数（　　　　　　　　人）  適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第156条  サービス基準条例  第125条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第209条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  【多機能型に関 する特例】 | １　指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が60以下　　１以上  ②　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　サービス管理者のうち、１人以上は常勤となっているか。  多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、（2）にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤としているか。  ①　利用者の数の合計が60以下　1以上  ②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  適　・　否 | |  |
| （３）訪問による指定自立訓練（機能訓練）  ［関係書類］  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、(1)及び(2)に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第156条  サービス基準条例  第125条 |
| （４）利用者数の算定  ［関係書類］  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 適　・　否  前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第156条  サービス基準条例  第125条 |
| （５）職務の専従  ［関係書類］  従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は､専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第156条  サービス基準条例  第125条 |
| （６）管理者  ［関係書類］  管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、  指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第157条（第51条準用）  サービス基準条例  第126条（第52条準用） |
| （７）従たる事業所を設置する場合の特例  ［関係書類］  適宜必要と認め  る資料 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  （経過措置）  指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。  この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっ | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第157条（第79条準用）  サービス基準条例  第126条（第81条準用）  平18厚令171  附則第23条 |

| 第２－２　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）生活支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  【多機能型に関 する特例】 | １　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を６で除した数  と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上となっているか。    ①　②に掲げる利用者以外の利用者  ②　指定宿泊型自立訓練の利用者  ２　生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。  多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、(1)又は(4)にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | １．　適　・　否  　常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第209条 |
| （２）地域移行支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 指定宿泊型自立訓練を行う場合、地域移行支援員の員数は自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上となっているか | 適　・　否　・　該当なし  地域移行支援員の員数（　　　　　　　人） | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条 |
| （３）サービス管理責任者  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  【多機能型に関 する特例】 | １　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が60以下　　１以上  ②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　サービス管理者のうち、１人以上は常勤となっているか。  （ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）  多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の（3）にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。  ①　利用者の数の合計が60以下　1以上  ②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第209条 |
| （４）看護職員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、第2の1の（1）中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上となっているか。  　また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条 |
| （５）訪問による指定自立訓練（生活訓練）  【関係書類】  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、(1)から(4)に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条 |
| （６）利用者数の算定  【関係書類】　　利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 適　・　否  前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条 |
| （７）職務の専従  ［関係書類］  従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | (指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は､専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第136条 |
| （８）管理者  ［関係書類］  管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）  事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務  に従事させることができる。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第167条（第51条準用）  サービス基準条例  第137条（第52条準用） |
| （９）従たる事業所を設置する場合の特例  ［関係書類］  従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 指定自立訓練（生活訓練）事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  【経過措置】  指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(9)の規定は適用しない。  　この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第167条  （第79条準用）  サービス基準条例  第137条  （第81条準用） |

| 第２－３　人員に関する基準（就労移行支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の員  　数  (１)職業指導員  　　生活支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  【多機能型に関 する特例】 | １　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の  数を６で除した数以上となっているか。  ２　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。  （１）多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、(1)の４にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  職業指導員の員数（　　　　　　　人）  ３．　適　・　否  生活支援員の員数（　　　　　　　人）  ４．　適　・　否  常勤職員の員数  　　・職業指導員（　　　　　　人）  　　・生活支援員（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第175条  サービス基準条例  第148条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第209条 |
| （２）就労支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード） | 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 | 常勤換算後の員数（　　　　　　　人） | | サービス基準省令  第175条  サービス基準条例  第148条 |
| （３）サービス管理責任者  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  【多機能型に関 する特例】 | １　指定就労移行支援事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が60以下　　１以上  ②　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　２　サービス管理者のうち、１人以上は常勤となっているか。  多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。  ①　利用者の数の合計が60以下　1以上  ②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて4又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第175条  サービス基準条例  第148条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第209条 |
| （４）利用者数の算定  【関係書類】　　利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。 | 適　・　否  前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第175条  サービス基準条例  第148条 |
| （５）職務の専従  ［関係書類］  従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第175条  サービス基準条例  第148条 |
| ２　認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数  (１)　職業指導員及び生活支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所）に置くべき従業者及びその員数について  １　職業指導員及び生活支援員の総数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用  者の数を１０で除した数以上となっているか。  ２　職業指導員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし  １．常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．職業指導員の員数（　　　　　　　人）  ３．生活支援員の員数（　　　　　　　人）  ４．常勤職員の員数  　　・職業指導員（　　　　　　人）  　　・生活支援員（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第176条  サービス基準条例  第149条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | １　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となって  いるか。  ①　利用者の数が60以下　　１以上  ②　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上    ２　サービス管理者のうち、１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第176条  サービス基準条例  第149条 |
| （３）利用者数の算定  ［関係書類］  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第176条  サービス基準条例  第149条 |
| （４）職務の専従［関係書類］  従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） | 認定指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該認定指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第176条  サービス基準条例  第149条 |
| ３　管理者  ［関係書類］  管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所（指定就労移行支援事業所等）ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、指定就労移行支援事業所等の管理上支障がない場合は、当該指定就労移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | ①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無  　　②兼務有りの場合  　　　兼務職種： | | サービス基準省令  第177条（第51条準用）  サービス基準条例  第150条（第52条準用） |
| ４　従たる事業所を設置する場合の特例  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  適宜必要と認める資料 | 指定就労移行支援事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  【経過措置】  指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労移行支援の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、4の規定は適用しない。  　この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第177条（第79条準用）  サービス基準条例  第150条（第81条準用） |

| 第２－４　人員に関する基準（就労定着支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の員  　数  (１)就労定着支援員  ［関係書類］  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 就労定着支援員の数は指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上となっているか。 | 適　・　否  常勤換算後の員数　　　　　　　人 | | サービス基準省令  第206条の3  サービス基準条例  第180条の3 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | １　指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型（以下「生活介護等」という）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。）に応じて、次に掲げる員数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　1以上  イ　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ２　サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数　　　　　　人 | | サービス基準省令  第206条の3  サービス基準条例  第180条の3 |
| （３）利用者数の算定  ［関係書類］  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 適　・　否  前年度の平均利用者数　　　　　　　　人 | | サービス基準省令  第206条の3  サービス基準条例  第180条の3 |
| （４）職務の専従［関係書類］  従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） | 就労定着支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | | サービス基準省令  第206条の3  サービス基準条例  第180条の3 |
| ２　管理者  ［関係書類］  管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 指定就労定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、指定就労定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労定着支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | ①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無  　　②兼務有りの場合  　　　兼務職種： | | サービス基準省令  第206条の4  （第51条準用）  サービス基準条例  第180条の4  （第52条準用） |

| 第３　設備に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　設備  【　　共通　　】  ［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視） | １　訓練・作業室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。  　（ただし、相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。）  ２　これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。  　　　（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | １．　適　・　否    ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  【機能訓練】  第158条  （第81条準用）  【生活訓練】  第168条  【就労移行支援】  第179条  （第81条準用）  【就労定着支援】  第206条の5  サービス基準条例  【機能訓練】  第127条  （第83条準用）  【生活訓練】  第138条  【就労移行支援】  第151条  第152条  （第83条準用）  【就労定着支援】  第180条の5 |
| (１) 訓練・作業室　　　　　　　［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視） | １　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ２　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | |
| (２) 相談室  ［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視） | 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 適　・　否 | |
| （３）洗面所  ［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視） | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 適　・　否 | |
| （４）便所  ［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視） | 利用者の特性に応じたものであるか。  【経過措置】  法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8 条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、当該事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 | 適　・　否 | |
| ２　指定宿泊型自立訓練を行う事業所  ［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視）  【設備の専用】  適宜必要とする書類 | 【自立訓練（生活訓練）】  指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第3の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。  （ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第3の1に規定する訓練・作業室を設けないことができる。）  　　　［居室］  ①　一の居室の定員は、1人となっているか。  ②　一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。  　　　［浴室］  　　　　利用者の特性に応じたものとなっているか。  　【経過措置】  （１）精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、指定知的障害者更生施設（指定知的障害者入所更生施設に限る。）、指定特定知的障害者授産施設（指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練）の事業について、第3の2の規定を適用する場合においては、同(1)①中「1人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同(1)②中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人あたりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。  （２）旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第3の2の（1）の規定を適用する場合においては、同(1)①中「1人」とあるのは、「原則として4人以下」と同(1)②中「7.43平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。  これらの設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものとなっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否　・　該当なし  　適　・　否 | | サービス基準省令  第168条  サービス基準条例  第138条 |
| ３　認定指定就労移行支援事業所  ［関係書類］  平面図  設備・備品一覧表  （目視） | 【就労移行支援】  　１の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第178条  サービス基準条例  第151条 |

| 第４　運営に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意  【　　共通　　】  ［関係書類］  重要事項説明書  利用契約書  重要事項説明書  利用契約書  その他利用者に交付した書面 | １　支給決定障害者等が障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障が  いの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する障害福祉サービスの種類ご  とに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら  れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込  者の同意を得ているか。  ２　社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、  利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人）  　□ 説明未済    ②重要事項説明書等への記載事項  （運営規程の概要）  　　□ 事業目的  　　□ 運営方針  　　□ 従業者職種・員数及び職務内容  　　□ 営業日及び営業時間  　　□ 利用定員  　　□ 内容並びに受領する費用の種類及びその額  　□ 通常の事業の実施地域  　□ サービス利用の留意事項  　　□ 緊急時等における対応方法  　　□ 非常災害対策  　　□ 主たる対象とする障害の種類  　　□ 虐待防止の措置  　　□ その他運営に関する重要事項  　　（その他の重要事項）  　　□ 従業者の勤務体制  　 □ 事故発生時の対応  □ 苦情処理体制  □ 提供するサービスの第三者評価の実施状況    ２．①　適　・　否　・　該当なし  ②書面交付状況  　　□ 全員に交付済み  　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）  　　□ 未交付  ②記載事項  　　□ 経営者の名称  　　□ 主たる事務所の所在地  　　□ 提供するサービスの内容  　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項  　　□ サービス提供開始年月日  　　□ 苦情受付窓口 | | サービス基準省令  第9条  サービス基準条例  第10条 |
| ２　契約支給量の報告等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・受給者証の写し  ・契約内容報告書 | １　事業所は、サービスを提供するときは、当該サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必  要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  ２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。  ３　サービス利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞  なく報告しているか。  ４　受給者証記載事項に変更があった場合に、上記に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況  　□　全員に記載済み  　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）  　□　未記載  　　②記載事項  　□　事業者及び事業所の名称  　□　サービス内容  　□　契約支給量  　□　契約年月日  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第10条  サービス基準条例  第11条準用 |
| ３　提供拒否の禁  　止  【　　共通　　】  ［関係書類］  適宜必要と認める資料 | 事業者は、正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいないか。  特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  ※正当な理由に該当するもの  ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ・利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合  ・主たる対象とする障害に該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合  ・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし  正当な理由により提供を拒否したことがある場合  理由： | | サービス基準省令  第11条  サービス基準条例  第12条 |
| ４　連絡調整に対する協力  【　　共通　　】  ［関係書類］  適宜必要と認める資料 | 事業者は、サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第12条  サービス基準条例  第13条 |
| ５　サービス提供困難時の対応  【　　共通　　】  ［関係書類］  適宜必要と認める資料 | 事業者は、事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な当該障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第13条  サービス基準条例  第14条準用 |
| ６　受給資格の確  　認  【　　共通　　】  ［関係書類］  受給者証の写し | 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第14条  サービス基準条例  第15条 |
| ７　介護給付費・訓練等給付費の支給の申請に係る援助  【　　共通　　】  ［関係書類］  受給者証の写し | １　事業者は、当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。    ２　事業者は、当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令第15条  サービス基準条例  第16条 |
| ８　心身の状況等の把握  【　　共通　　】  ［関係書類］  アセスメント記録  ケース記録 | 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否  　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | | サービス基準省令  第16条  サービス基準条例  第17条 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携  【　　共通　　】  ［関係書類］  個別支援計画  ケース記録 | １　事業者は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  ２　事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第17条  サービス基準条例  第18条 |
| 10　身分を証する書類の携行  ［関係書類］  適宜必要とする書類 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労定着支援】  　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  ※留意事項  この証書等には､当該事業所の名称､当該従業者の氏名を記載するものとし､当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ①指導状況  　　□ 常に証書等が見えるように指示  　　□ 求められたら提示できるように指示  　　□ 未指示  ②記載事項  　　□ 事業所の名称  　　□ 当該従業者の氏名  　　□ 当該従業者の写真の添付  　　□ 当該従業者の職能 | | サービス基準省令  第18条  サービス基準条例  第19条 |
| 11　サービスの提供の記録  ［関係書類］  ・サービス提供の記録 | 【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）】　【自立訓練（機能訓練）】  【就労移行支援】　【就労定着支援】  １　事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録をしているか。  ※記録の時期  利用者及び事業者が、その時点での当該サービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。  【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練のみ）】  １－２　事業者は、宿泊型自立訓練を提供した際は、当該宿泊型自立訓練の提供日、その他必要な事項を記録しているか。  ※記録の時期  利用者及び事業者が、その時点での当該サービスの利用状況等を把握できるようにするため、当該事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。  【共通】  ２　事業者は、１及び２による記録に際しては、提供した障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から当該サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  記録すべき内容  　□ サービス提供日  　□ サービスの具体的内容  　□ 実績時間数  □ 利用者負担額  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  １－２．　適　・　否　・　該当なし  □ サービス提供日  　□ サービスの具体的内容  　□ 実績時間数  　□ 利用者負担額  　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第19条  サービス基準条例  第20条  【生活訓練】  サービス基準省令  第169条の2  サービス基準条例  第139条 |
| 12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  【　　共通　　】  ［関係書類］  適宜必要とする書類 | １　事業者がサービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。    ※留意事項  利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  (1)サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  (2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。  ２　上記により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払  を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、そ  の同意を得ているか。  （ただし、１３の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．徴収する費用  (・ )  (・ )  (・ )    ２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第20条  サービス基準条例  第21条 |
| 13 利用者負担額等の受領  ［関係書類］  領収書  請求書 | 【共通】  １　事業者は、サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。  【共通】  ２　事業者は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  ３　事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  【自立訓練（機能訓練）】　【就労移行支援】  ①　食事の提供に要する費用  （次のイ又はロに定めるところによる）  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条  第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障  害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定  支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号  までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  ②　日用品費  ③　①又は②のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、  日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させ  ることが適当と認められるもの  【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）】  　　　　①　食事の提供に要する費用  （次のイ又はロに定めるところによる）  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条　　第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。）の所得割を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  ②　日用品費  ③　①又は②のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、  日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させる  ことが適当と認められるもの  【宿泊型自立訓練】  　　　①　食事の提供に要する費用  　 （次のイ又はロに定めるところによる）  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条  第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害  者にあっては、配偶者に限る。）の所得割を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者  にあっては16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該  当するものについては、食材料費に相当する額。  ②　光熱水費  （光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。）  ③　居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用  イ　居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とする。  ロ　居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次の  とおりとする。  （イ）利用者が利用する施設の建設費用  （修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）  （ロ）近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用  ④　日用品費  ⑤　①から④に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ※⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。  【就労定着支援】  指定就労定着支援事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定就労定着支援を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。  【共通】  ４　事業者は、１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  【共通】  ５　事業者は、３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  【機能訓練】  【就労移行支援】  第159条  【生活訓練】  第170条  【就労定着支援】  第21条 |
| 14　利用者負担額に係る管理  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資材 | 【自立訓練（機能訓練）】　【就労定着支援】  事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第22条  サービス基準条例  第23条 |
| 【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  （１）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び平成18年厚生労働省告示第553号の一に定める者に限る。）が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （２）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び平成18年厚生労働省告示第553号の一に定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供する指定障害福祉サービス（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指サービス及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において、当該は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第170条の2  サービス基準条例  第157条の2 |
| 15訓練等給付費の額に係る通知等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・通知の写し  ・サービス提供証 明書の写し | １　事業者は、法定代理受領により市町村から当該サービスに係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。    ２　事業者は、法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | １．①通知状況  　□ 全員に通知済み  　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし  　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無  ２．交付状況  　□ 全員に交付済み  　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし | | サービス基準省令  第23条  サービス基準条例  第24条 |
| 16　障害福祉サービスの取扱方針  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・サービス提供書の写し  ・適宜必要と認める資料 | １　事業者は、指定障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、  その者の支援を適切に行うとともに、当該サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように  配慮しているか。  ２　事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  ３　従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に  対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  ※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び目標等も含む。  ４　事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ※留意事項  事業者は、自らその提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．評価方法  　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置  　□ 第三者評価の実施  　□ 従業員等による検討会の設置  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第57条  サービス基準条例  第59条 |
| 17　個別支援計画の作成等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ・アセスメントを実施したことが分かる記録  ・面接記録  ・個別支援計画の原案  ・他のサービスと連携したことが  分かる書類  ・サービス担当者会議の記録  ・利用者に交付した記録  ・モニタリング記録  ・２から８に掲げる確認資料 | １　事業所の管理者は、サービス管理責任者に当該障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  ２　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、そ  の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生  活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支  援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  ３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。  ４　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得  ているか。  ５　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生  活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービ  スの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原  案を作成しているか。  この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する障害福祉サービス以外の保健医療  サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努め  ているか。  ６　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。  ７　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、  文書により利用者の同意を得ているか。  ８　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。  ９　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）（利  用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立  訓練、就労移行支援は３月に1回）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を  行っているか。  10　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行う  こととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　ア　定期的に利用者に面接すること。  　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  11　個別支援計画に変更のあった場合、２から８に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．個別支援計画記載事項  　□　利用者及びその家族の生活に対する意向  　□　総合的な支援の方針  　□　生活全般の質を向上させるための課題  　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期  　□　当該サービスを提供する上での留意事項等  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）  ６．会議の参加者  　□　利用者  　□　利用者の家族  　□　管理者  　□　サービス管理責任者  　□　担当職業指導員、生活指導員  　□　相談支援専門員  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  ７．説明・同意状況  　□　全員説明、同意済み  　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）  　□　未説明、同意  ８．交付状況  　　□ 全員交付済み  　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）  　　□ 未交付    ９．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回  １０．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  １１．　適　・　否 | | サービス基準省令  第58条  サービス基準条例  第60条 |
| 18　サービス管理責任者の責務  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・アセスメント及びモニタリングに関する記録  ・サービス提供の記録  ・適宜必要と認める資料 | サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  【共通】  １　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、そ  の者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状  況等を把握すること。  【自立訓練（生活訓練）】　【自立訓練（機能訓練）】　【就労移行支援】  ２－１　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  【就労定着支援】  ２－２　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。  【共通】  ３　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  ４　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | １．　適　・　否  ２－１．　適　・　否  ２－２．　適　・　否  ３．　技術適指導及び助言の方法  　□　現場にて指導、助言  　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）  　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ４　適　・　否 | | サービス基準省令  第59条  【就労定着支援】  第206条の6  サービス基準条例  第61条  【就労定着支援】  第180条の6 |
| 19　相談及び援助  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | | サービス基準省令  第60条  サービス基準条例  第62条 |
| 20　生産活動  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 【就労移行支援】  １　事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。  ※留意事項  地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない。  ２　事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  ※留意事項  利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならない。  ３　事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  ※留意事項  常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない。  ４　事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  ※留意事項  利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務がある。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第184条  （第84条準用）  サービス基準条例  第157条  （第86条準用） |
| 21　工賃の支払  ［関係書類］  ・工賃支払記録  ・工賃支給規程  ・就労支援事業に関する会計書類（出納簿等） | 【就労移行支援】  事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第184条  （第85条準用）  サービス基準条例  第157条  （第87条準用） |
| 22　訓練  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。    ２　事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。  ３　事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。  ４　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第160条  サービス基準条例  第129条 |
| 23　地域生活への移行のための支援  ［関係書類］  ・適宜必要と認め 　る | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】  １　事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。    ２　事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。  ※留意事項  事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも６月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならない。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第161条  サービス基準条例  第130条 |
| 24　通勤のための訓練の実施  ［関係書類］  ・適宜必要と認め 　る | 【就労移行支援】  　利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しているか。  　※留意事項  一般就労移行後には障害者が自ら雇用された通常の事業所に通気することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第179条の2  サービス基準条例  第152条の2 |
| 25　実施主体 | 【就労定着支援】  指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業生活支援センターとなっているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第206条の7  サービス基準条例  第180条の7 |
| 26　実習の実施 | 【就労移行支援】  １　事業者は、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先を確保しているか。    ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。  ２　実習時において、事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも１週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  ２　事業者は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適正を踏まえて行うよう努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  　実習先企業名等  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第180条  サービス基準条例  第153条 |
| 27　求職活動の支援等の実施 | 【就労移行支援】  １　事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。    ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。  ２　事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 1. 適　・　否　・　該当なし 2. 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第181条  サービス基準条例  第154条 |
| 28　職場への定着のための支援等の実施  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】  １　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。  ※留意事項  事業者は、 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  ２　当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、１に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。  ※留意事項  １　当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  　　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  ２　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第85条の２  サービス基準条例  第87条の２ |
| 【就労移行支援】  １　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  ※留意事項  １　事業者は、 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  ２　当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ３　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ４　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  ２　事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 【就労移行支援】  サービス基準省令  第182条  サービス基準条例  第155条 |
| 【就労定着支援】  １　事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事  業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。  ※留意事項  １　指定就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の支援機関を主体的に把握して適宜情報共有し、就労継続に向けた支援について方向性の摺り合わせや役割分担を行うなど、地域における支援機関間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。  ２　支援の方向性について、確認共有等を行うためには、利用者の意向や他の支援機関の助言等を十分踏まえる必要があり、そのためには利用者を中心として、他の支援機関等を招いたケース会議を行うことが望ましい。その際、他の支援機関との利用者の個人情報等の共有等にあたっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。  ３　指定就労定着支援の支給決定期間は最大３年間となるが、指定就労定着支援事業所は、支援期間が終了するまでに、利用者が日常生活又は社会生活の課題に対して対処できるよう支援していく必要があり、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指していくことが重要である。  　　ただし、支援期間を越えても引き続き支援が必要であると指定就労定着支援事業所が判断した場合、就労定着に向けた取組を継続することは差し支えない。また、支援終了後において、本人、事業主、関係機関等から障害者の就労定着のための必要な協力が求められた場合には、関係機関と協力して対応するよう努めなければならない。なお、就労定着実績体制加算は、この支援を実施することを促すために設けることとしていることに留意すること。  ２　利用者に対して１の支援を提供するに当たっては、１月に１回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面によ相当する方法により行うとともに、１月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。  ※留意事項  １　利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月１回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するのではなく、支援期間終了後を見据え、利用者本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように、本人の主体的な取組みを支える姿勢で支援することが重要である。  ２　テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を行う場合は、双方向コミュニケーションが図れること、利用者の外形的な状態が確認できること、双方向コミュニケーションにおいてリアルタイムに対応できること、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮を行うことに留意した方法で支援を行うこと。また、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応していること。  ３　利用者の職場での状況を把握するため、月１回以上の当該利用者の職場に訪問することを努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があり、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあることから、努力義務としたところである。しかしながら、就労定着支援においては、職場の状況を把握することを通じ、必要に応じ、利用者を雇用する事業主に対して障害特性について理解を促すなどの支援を実施することも求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月１回以上の事業主の訪問による当該利用者の職場の状況の把握を可能な限り行うことが求められる。  ４　指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の属する月において、利用者等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を１回以上行わなかった場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。  ５　就労定着支援は、支援期間終了後を見据え、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指しているものであるが、仮に、支援期間が終了するまでに解決しがたい具体的な課題が見込まれ、引き続き一定期間にわたる支援が必要な場合には、当該支援の必要性について十分に精査し、対象となる利用者（以下、「要支援者」という。）と調整した上で、要支援者の雇用先企業のほか、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援や生活面の支援等を行う関係機関（以下、「関係機関等」という。）に対し、支援終了後の継続的な支援を依頼するとともに、適切な引継を行うこと。特に関係機関等に対しては、支援終了後の継続的な支援の必要性を精査せず、支援期間が終了したことをもって一律に引継ぐといったことがないようにするとともに、引継ぎ先の業務に支障がないよう、支援終了の少なくとも３月以上前には、関係機関等に対して当該要支援者等の状況や具体的な課題等支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達すること。 | 1. 適　・　否   ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第206条の8  サービス基準条例  第180条の8 |
| 29　就業状況の報  　告  ［関係書類］  ・報告書の控え | 【就労移行支援】  　毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第183条  サービス基準条例第156条 |
| 30　サービス中に離職する者への支援  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 【就労定着支援】  指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第206条の9  サービス基準条例第180条の9 |
| 31　食事  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に  関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。  ２　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行う  とともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、  必要な栄養管理を行っているか。  ※留意事項  １　事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行う。  ア　利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。  イ　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  ウ　適切な衛生管理がなされていること。  ３　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  ４　事業者は、食事の提供を行う場合であって、当該事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、  栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | １　適　・　否　・　該当なし  ２　適　・　否  ３　適　・　否  ４　適　・　否 | | サービス基準省令  第86条  サービス基準条例  第88条 |
| 32　健康管理  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  　指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第87条  サービス基準条例  第89条 |
| 33緊急時の対応  ［関係書類］  ・緊急時対応マニュアル  ・ケース記録  ・事故等の対応記　 　録 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第28条  サービス基準条例  第29条 |
| 34支給決定障害者に関する市町村への通知  ［関係書類］  ・市町村への通知書 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  指定障害福祉サービス事業者は、当該サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　　　(1)正当な理由なしに障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　　　(2)偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。  【就労定着支援】  　指定障害福祉サービス事業者は、当該サービスを受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第88条  サービス基準条例  第90条  【就労定着】  サービス基準省令  第29条  サービス基準条例  第30条 |
| 35管理者の責務  【　　共通　　】  ・適宜必要と認める書類 | １　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っ  ているか。  ２　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるた  め必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否  ２．指揮命令の伝達方法  　□　朝礼  　□　定例会議  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第66条  サービス基準条例  第68条 |
| 36運営規程  ［関係書類］  ・運営規程 | １　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　事業の目的及び運営の方針  　２　従業者の職種、員数及び職務の内容  　３　営業日及び営業時間  　４　利用定員  　５　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　６　通常の事業の実施地域  　７　サービスの利用に当たっての留意事項  　８　緊急時等における対応方法  　９　非常災害対策  　10　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　11　虐待の防止のための措置に関する事項  　12　その他運営に関する重要事項  【就労定着支援】  １　事業の目的及び運営の方針  　２　従業者の職種、員数及び職務の内容  　３　営業日及び営業時間  　４　サービスの提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　５　通常の事業の実施地域  　６　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　７　虐待の防止のための措置の関する事項  　８　その他運営に関する重要事項  ※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、市に変更届の提出が必要。 | １．重要事項の記載状況  【自立訓練（機能訓練）】  【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  　□　事業の目的及び運営の方針  　□　従業者の職種、員数及び職務の内容  　□　営業日及び営業時間  　□　利用定員  　□　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□　通常の事業の実施地域  　□　サービスの利用に当たっての留意事項  　□　緊急時等における対応方法  　□　非常災害対策  　□　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　□　虐待の防止のための措置に関する事項  　□　その他運営に関する重要事項  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【就労定着支援】  　□　事業の目的及び運営の方針  　□　従業者の職種、員数及び職務の内容  　□　営業日及び営業時間  　□　サービスの提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□　通常の事業の実施地域  　□　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　□　虐待の防止のための措置の関する事項  　□　その他運営に関する重要事項  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第89条  サービス基準条例  第91条  【就労定着】  サービス基準省令  第206条の10  サービス基準条例  第180条の10 |
| 37勤務体制の確保等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・従業者の勤務表  ・雇用形態一覧表または雇用形が分かる書類  ・研修計画、研修実施記録  ・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | １　利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めてい  るか。  ※留意事項  事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定自立訓練の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。  【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  ２－１　指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によってサービスを提供しているか。  （ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）  ※留意事項  調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。  【就労定着支援】  ２－２　指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によってサービスを提供しているか。  【共通】  ３　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ※留意事項  研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。  ４　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※留意事項  　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定生活介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものであり、事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。  なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容  事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、パワーハラスメント指針において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。  ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  イ 事業者が講じることが望ましい取組  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | １．　適　・　否  ２―１．　適　・　否  ２―２．　適　・　否  ３．適　・　否  ４．適　・　否 | | サービス基準省令  第68条  サービス基準条例  第70条  【就労定着】  サービス基準省令  第33条  サービス基準条例  第34条 |
| 38　業務継続計画の策定等  【　　共通　　】  ［関係資料］  ・業務継続計画  ・研修及び訓練を実施したころが分かる書類  ・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 【令和6年4月1日より義務化】  １　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※留意事項  １　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。  ２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ４　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携  ５　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ６　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １　適　・　否  ２．適　・　否  ３．適　・　否 | | サービス基準省令  第33条の2  サービス基準条例  第34条の2 |
| 39　定員の遵守  【関係書類】  ・運営規定  ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  　指定障害福祉サービス事業者は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行っていないか。  　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第69条  サービス基準条例  第71条 |
| 40非常災害対策  ［関係書類］  ・非常火災時対応 マニュアル（対応計画）  ・運営規程  ・通報・連絡体制  ・消防用設備点検 の記録  ・避難訓練の記録  ・消防署への届出  ・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を  立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知してい  るか。  ※留意事項  １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備  消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ２　非常災害に関する具体的計画  　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ３　関係機関への通報及び連携体制の整備  火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。  ２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ３　事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  ※留意事項  避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。  訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否  ２．避難訓練：年　　　回  　□　火災  　□　地震  　□　その他（　　　　　　　　　）  ３．　適　・　否 | | サービス基準省令  第70条  サービス基準条例  第72条 |
| 41　衛生管理等  ［関係資料］  ・衛生管理に関する記録  ・委員会議事録  ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ・研修及び訓練を実施したことがわかる書類 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  　※留意事項  １　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべき。  ２　このほか、次の点に留意するものとする。  ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  【就労定着支援】  ２　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。  【就労定着支援】  ３　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。  【共通】  【令和6年4月1日から義務化】  ４　当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の(1)～(3)に掲げる措置を講じているか。  (1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  (2)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  (3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研　修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※具体的な取扱い  １　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  ア　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。  イ　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。  ウ　感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上（就労定着支援は、おおむね６月に１回以上）、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  エ　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  オ　感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  カ　事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  ２　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ア　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  イ　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。  ウ　発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  エ　それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ３　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  ア　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  イ　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上、就労定着支援は、年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  ウ　研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  ４　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  ア　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上、就労定着支援は、年１回以上）に行うことが必要である。  イ　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  ウ　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否   1. 適　・　否 2. 適　・　否 3. 適　・　否 | | サービス基準省令  第90条  サービス基準条例  第92条  【就労定着】  サービス基準省令  第34条  サービス基準条例  第35条 |
| 42　協力医療機関  ［関係書類］  ・適宜必要と認め る資料 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。  ※協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましい。 | 適　・　否  協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第91条  サービス基準条例  第93条 |
| 43　掲示  【　　共通　　】 | １　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、事業者は、これらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  　（協力医療機関については、就労定着支援を除く）  ※留意事項  １　事業所の見やすい場所　･･･　重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所  ２　従業者の勤務体制　･･･　職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。  ３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 適　・　否  掲示状況  　□　運営規程の概要  　□　従業者の勤務体制  　□　事故発生時の対応  □　苦情処理の体制  □　提供するサービスの第三者評価の実施状況  □　協力医療機関  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第92条  サービス基準条例  第94条  【就労定着支援】  サービス基準省令  第35条  サービス基準条例  第36条 |
| 44　身体拘束等の禁止  ［関係書類］  ・身体拘束等ガイドライン  ・会議記録等  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・同意書 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。  ２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状  況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  ※留意事項  利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  【令和4年4月1日から義務化】  ３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  (1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ※留意事項  １　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）  （１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。  （２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  （３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  （４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  （５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。  ２　「身体拘束等の適正化のための指針」  指針には次のような項目を盛り込む。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修  （１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。  （２）当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  （３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．適　・　否  身体拘束の有無：　有　：　無  ２．適　・　否  記録状況  　□　態様及び時間  　□　その際の利用者の心身の状況  　□　やむを得ない理由  　□　その他（　　　　　　　　　　　）  ３．適　・　否  措置の内容  □　身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果についての従業者への周知徹底  □　身体拘束等の適正化のための指針の整備  □　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 | | サービス基準省令  第35条の2  サービス基準条例  第36条の2 |
| 45　地域との連携  　等  ［関係書類］  ・適宜必要と認める資料 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第74条  サービス基準条例  第76条 |
| 46　秘密保持  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ・従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ・個人情報同意書 | １　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密  を漏らしていないか。  ２　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘  密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。    ※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。  ３　他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によ  り当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．適　・　否  ２．適　・　否  措置方法  　□ 雇用契約書  　□ 誓約書  　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３　適　・　否．  同意文書の状況  □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付  □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第36条  サービス基準条例  第37条 |
| 47　情報の提供等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ・事業者のＨＰ画面・パンフレット | １　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実  施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。    ２　当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていない  か。 | １．適　・　否  情報提供方法  　□ ホームページの作成  　□ 広告の作成  　□ 情報公表システム  　□ その他（　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第37条  サービス基準条例  第38条 |
| 48　利益供与等の禁止  【　　共通　　】  【関係書類】  ・適宜必要となる書類 | １　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者  等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  ２　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者  等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利  益を収受していないか。  【就労移行支援】  ３　就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第38条  サービス基準条例  第39条 |
| 49 苦情解決  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・苦情受付簿  ・重要事項説明書  ・契約書  ・事業所の掲示物  ・苦情者への対応記録  ・苦情対応マニュアル  ・都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ・都道府県等への報告書  ・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | １　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情  を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。    ※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。    ２　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ３　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の  物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類そ  の他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する  とともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って  いるか。  ４　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ５　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若  しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業  所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して  都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は  助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ６　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、③から⑤までの改善の内容を都道  府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。  ７　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせ  んにできる限り協力しているか | １．適　・　否  措置状況  　□ 相談窓口の設置  　□ 説明文書の交付  □ 事業所内の掲示  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）    ※苦情処理の体制  　○苦情解決責任者    　○苦情受付担当者  　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人    　　　　　　　　　　　職業・役職等  ２．適　・　否  苦情受付状況  　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件  　○記録作成：　有　・　無  　○解決結果の公表：　有　・　無  　○公表方法：  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  ７．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第39条  サービス基準条例  第40条 |
| 50　事故発生時の対応  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・事故対応マニュアル  ・都道府県、市町村、家族等への報告記録  ・事故の対応記録  ・ヒヤリハットの記録  ・再発防止の検討記録  ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等 | １　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、松江市、当該利用者の家  族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※あらかじめ対応方法を定めておくことや、AEDの設置や救命講習等を受講することが望ましい。    ２　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  ３　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ  ているか。  ※留意事項  ①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。  ②事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。  ③事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ④賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | １．適　・　否    ２．適　・　否　・　該当なし  ３．適　・　否  損害賠償保険への加入：　有　・　無 | | サービス基準省令  第40条  サービス基準条例  第41条 |
| 51　虐待の防止    【　　共通　　】  ［関係書類］  ・虐待防止のためのガイドライン等  ・研修計画  ・復命書  ・委員会の開催記録 | 【令和４年4月1日から義務化】  　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  (1)　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  (2)　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  (3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ※留意事項  １　虐待防止委員会の役割  （１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）  （２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  （３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。  ２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該障害福祉サービス事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ４　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 適　・　否  措置の状況  □虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結  果についての従業者への周知  □虐待の防止のための研修の実施  □措置を適切に実施するための担当者の配置  　（担当者名：　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第40条の2  サービス基準条例  第41条の2 |
| 52　会計の区分  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・会計書類（前年度の財務諸表（決算書類）） | 実施する障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第41条  サービス基準条例  第42条 |
| 53　記録の整備  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・出勤簿等  ・設備備品一覧  ・会計書類  ・個人別記録等 | １　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備しているか。  ２　以下の記録を整備しているか。   1. 個別支援計画 2. サービスの提供の記録 3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 4. 身体拘束等の記録（就労定着支援を除く） 5. 苦情の内容等の記録 6. 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録   ３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも５年以上保存しているか。 | １．適　・　否  整備状況  　□　従業者に関する記録  　□　設備、備品に関する記録  　□　会計に関する記録  ２及び３．適　・　否  整備状況及び保存年数  　□　個別支援計画（　　年）  　□　サービス提供の記録（　　年）  　□　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　　年）  　□　身体拘束等の記録（　　年）（就労定着支援を除く）  　□　苦情の内容等の記録（　　年）  　□　事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　　年） | | 【機能訓練】  【就労移行支援】  サービス基準省令  第75条  サービス基準条例  第77条  【生活訓練】  サービス基準省令  第170条の3  サービス基準条例  第142条  【就労定着支援】  サービス基準省令  第206条の11  サービス基準条例  第180条の11 |
| 54 電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第224条  サービス基準条例  第216条 |

| 第５　変更の届出等 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| 【共通】 | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的  に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業  を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。  ２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日  の一月前までにその旨を市長に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし    変更届事項  □　事業所の名称及び所在地  □　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名  及び住所  □　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等  □　事業所の平面図及び設備の概要  □　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び  住所  □　運営規程  □　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の  内容  □　連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称  【就労移行支援のみ】  □　当該事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の請求に係  る事項  ２．　適　 ・　 否　・　該当なし | | 法第46条  施行規則第34条の23 |

| 第６－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| 共通事項  ［関係書類］  ・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等  定員超過利用減算  サービス提供職員欠如減算  個別支援計画未作成減算  標準利用期間超過減算  情報公表未報告減算  業務継続計画未策定減算  身体拘束廃止未実施減算  虐待防止措置未実施減算 | １　サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第10により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、サービスに要した費用の額となっているか。）  ２　端数処理  １の規定により、指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。。  　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護２ 時間30分以上３ 時間未満で813 単位）  ・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%  813×0.70＝569.1 → 569 単位  ・基礎研修課程修了者で深夜の場合  569×1.5＝853.5 → 854 単位  ※813×0.70×1.5＝853.65として四捨五入するのではない。  ３　障害福祉サービス種類相互の算定関係  特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費  を算定していないか。  　※　介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。  　　　また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。  ４　減算の取扱  サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単  位数に乗じているか。  （１）定員超過の場合【定員超過利用減算】  　次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70  【自立訓練（機能訓練）】  【自立訓練（生活訓練）（生活訓練サービス費Ⅱ及び宿泊型自立訓練は除く。）】【就労移行支援】  ア　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）   1. 利用定員50人以下の事業所等   利用定員の数に100分の150を乗じた数を超える場合   1. 利用定員51人以上の事業所等   利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合  イ　過去３ヶ月間の利用者の数の平均値が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）   1. 利用定員が11人以下の事業所等   利用定員の数に３を加えた数に開所日数を乗じて得た数を超える場合   1. 利用定員が11人以上の事業所等   利用定員の数に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合  　　　例：利用定員30人、１月の開所日数が22日の施設の場合  　　　　　30人×22日×3月＝1,980人  　　　　　1,980人×1.25＝2,475人（受入れ可能延べ利用者数）  　　　　　（※３月間の総延べ利用者数が2,475人を超えると減算）  【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練】  ア　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）  ①　利用定員50人以下の事業所等  利用定員の数に100分の110を乗じた数を超える場合  ②　利用定員51人以上の事業所等  利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に100分の115に55を加えた数を超  える場合  イ　過去３ヶ月間の利用者の数の平均値が利用定員の数に開所日数を乗じて得た数100分の105を乗じた数を超える場合（当該１月間について利用者全員に減算）    　　※多機能型事業所等における定員超過利用減算  　　　複数のサービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。  　　　（例１）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）の  　　　　　　　1日当たりの実績による受入れ可能人数  　　　　　　　→　生活介護　　　 ：20人×150％＝30人、自立訓練（生活）：10人×150％＝15人、  　　　　　　　　　就労継続Ｂ ：10人×150％＝15人  　　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　　　　　　生活介護：30人、生活訓練：15人、就労継続Ｂ：15人  　　　（例２）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）、月の開所日数が22日  　　　　　　　の場合の過去3ヶ月の利用実績によるによる受入れ可能人数  　　　　　　　→　生活介護　　　 ：20人×22日×3月＝1,320人×125％＝1,650人  　　　　　　　　　自立訓練（生活）：10人×22日×3月＝ 660人×125％＝ 825人  　　　　　　　　　就労継続Ｂ　　 ：10人×22日×3月＝　660人×125％＝　825人  　　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　　　　　　生活介護：1,650人、自立訓練（生活）：825人、就労継続Ｂ：825人  ※定員超過の算定の際の利用者数  　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。  　　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者  　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者  　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者  【【自立訓練（機能訓練）】  【自立訓練（生活訓練）（生活訓練サービス費Ⅱは除く。）】【就労移行支援】【就労定着支援】    （２）人員欠如の場合  ア　生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、就労選択支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について【サービス提供職員欠如減算】  □減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。  □減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  イ　サービス管理責任者の人員欠如について【サービス管理責任者欠如減算】    □減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70  □減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  【共通】  （３）個別支援計画が作成されていない場合【個別支援計画未作成減算】  □作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70  □作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50    ※具体的な取扱い  個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算    ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。  イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。  【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）】  【就労移行支援】  （４）平均利用期間が標準利用期間を超える場合  　　□　所定単位数（加算前）の100分の95  　　　　事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から１年を経過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に６月間を加えて得た期間を超えている１月間について、利用者全員につき減算  　　　※「標準利用期間に６月間を加えて得た期間」  　　　　・自立訓練（機能訓練）２４月間（１年６月間＋６月間）  　　　　・自立訓練（生活訓練）３０月間（２年　　　＋６月間）  　　　　・就労移行支援 ３０月間（２年　　＋６月間　※４２月間又は６６月間の場合有）  　　　　(1) 利用者ごとのサービス利用期間は、当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の２日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算する。  　　　　(2) 頸髄損傷により四肢に麻痺がある者であって、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、上記(1)により算定した期間を1.75で除して得た期間とする。  　　　　(3) １年間以上にわたり入院をしていた者又は１年間以上にわたり入退院を繰り返していた者であって、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、上記(1)により算定した期間を1.4で除して得た期間とする。  【【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  （５）情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】  （令和６年４月１日から適用）  □所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ※具体的な取扱い  　　　障害者総合支援法第76 条の３第１項 の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っ  ていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合  は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員に  ついて、所定単位数から減算する  （６）業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】　　　　（令和６年４月１日から適用）  　　 □所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算  ※具体的な取扱い  　　業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合（感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合）に、その翌月（基準を満  たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。  　　【経過措置】  　　　令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  （７）身体拘束等の適正化を図るための取組が適切に行われていない場合【身体拘束廃止未実施減算】  （令和６年４月１日から適用）  　　※具体的な取扱い  以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を市長に提出した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。  ア　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合  イ　身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合  ウ　身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合  エ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年１回以上）に実施していない場合  ※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に  　相当する単位数から減算する。  （８）虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】  （令和６年４月１日から適用）  □所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ※具体的な取扱い  　　　　　以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を市長に提出した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。  ア　虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること 。  イ　従業者に対し 、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること 。  ウ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 。  ※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に  　相当する単位数から減算する。  【共通】  （９）複数の減算事由に該当する場合の取扱い  　　　　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと    ５．その他注意事項  　　ア　日中活動サービスのサービス提供時間  　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。  　　イ　加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数  　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。  　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。  　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。  　　　　・６月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。  　　　　・６月以上１年未満の間…直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　　・１年以上　　　　　　…直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。  　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。   1. これにより難い合理的な理由がある場合で、市長が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。   　　ウ　定員規模別単価の取扱い  　　　①　療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。  　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。  　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４－（１）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（２）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（３）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（４）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（５）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（６）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（７）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（８）．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示  第一  報酬告示  第二 |

| 第６－２　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（機能訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　機能訓練サービス費  【関係書類】  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ①　機能訓練サービス費（Ⅰ）･･･通所により行った場合  　　訓練サービス費(Ⅰ)については、指定自立訓練(機能訓練）事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ②　機能訓練サービス費（Ⅱ）  　(1)居宅を訪問して行った場合  　　機能訓練サービス費(Ⅱ)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。）については、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練）等（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。   * 所要時間1時間未満の場合 * 所要時間1時間以上の場合   　※留意事項  　「居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助  ウ 住宅改修に関する相談援助  エ その他必要な支援  (2)視覚障害者に対する専門的訓練の場合  　　　機能訓練サービス費（Ⅱ）（視覚障害者に対する専門的訓練の場合に限る。）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の十に定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。  ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）  イ　国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修（国の委託に基づき社会福祉法人日本ライトハウスが実施していた同党の内容の研修を含む。）  ウ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修  ③　共生型機能訓練サービス費  　共生型機能訓練サービス費については、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。    ※留意事項  共生型機能訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所、指定障害福祉サービス基準第162条の3に規定する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。  〔特別地域加算〕  ２　平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関するきずん等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか  　〔サービス管理責任者配置等加算〕  ３　共生型機能訓練サービス費について、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所である場合に、１日につき58単位を加算しているか。  　　(1) サービス管理責任者を１名以上配置していること。  　　(2) 地域に貢献する活動を行っていること。  ４　障害福祉サービス相互の算定関係  利用者が自立訓練(機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。 | １．算定状況  ア　機能訓練サービス費（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【819単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　【732単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　【695単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　【667単位】  　□　利用定員が80人以上　　　　　 【629単位】  イ　機能訓練サービス費（Ⅱ）  　□　所要時間1時間未満　　　　　　【265単位】  　□　所要時間1時間以上　　　　　　【606単位】  　□　視覚障害者に対する専門的訓練　【779単位】  ウ　共生型機能訓練サービス費　　　　【721単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし    　【追加58単位】  ４．　適　・　否 | | 報酬告示別表  第10の1 |
| ２　福祉専門職員配置等加算  【関係書類】  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 生活支援員の配置について次の条件に該当しているものとして市長に届け出ている場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  　ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練事業所でサービスを提供した場合  　イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練事業所でサービスを提供した場合  　ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして市長に届出し、サービスを提供した場合  　　（１）生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　（２）生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第10の1の2 |
| ３　ピアサポート実施加算  【関係書類】  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 次の⑴及び⑵のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者である従業者であって、⑴に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。  (1) 法第78条第３項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。  (2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 | 適　・　否　・　該当なし　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第10の1の2 |
| ４　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定自立訓練（機能訓練９等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第10の2 |
| ５　高次脳機能障害者支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十七に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  【多機能事業所の取り扱い】  ①　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第10の2の2 |
| ６　初期加算  【関係書類】  体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練）等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし  □　初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第10の3 |
| ７　欠席時対応加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定している  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定自立訓練（機能訓練）の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし  □　欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第10の4 |
| ８　リハビリテーション加算　【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | ア  リハビリテーション加算（Ⅰ）  リハビリテーション加算（Ⅰ）については、次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものと  して都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄  損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、又は次の①から⑥までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  イ  リハビリテーション加算（Ⅱ）  　　リハビリテーション加算（Ⅱ）については、次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、上記に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、リハビリテーション加算 (Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。  ①　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。  ②　利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  ③　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  ④　指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  ⑤　④に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  ⑥当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。  　※留意事項  　　利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | | 報酬告示別表  第10の4の2 |
| ９　利用者負担上限管理加算　　【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  □　利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第10の5 |
| １０　食事提供体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、次の（１）から（３）までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。  （１）当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  （３）利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。 | 適　・　否　・　該当なし  □　食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第10の6 |
| １１　送迎加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道に付き所定単位数を加算しているか。  （２）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第10の7 |
| １２　障害福祉サービスの体験利用加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | （１）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）及び障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。  ①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合  ②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の  相談援助を行った場合  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定しているか  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定しているか  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。  ２　(１)の②の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  （２）　障害福祉サービスの体験利用支援加算が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第三号の二のイに規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第10の8 |
| １３　社会生活支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第三号の二のロに規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第９号に規定する者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  施設基準  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  (1)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  (2)指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※施設要件の留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  ２　こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし  □社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の2 |
| １４　就労移行支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定自立訓練（機能訓練）を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等の行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。  　※留意事項  　１　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。  ２　生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該指定生活介護等を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。  また、過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。  　３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【57単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【14単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【10単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【7単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の3 |
| １５　緊急時受入加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のリに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第10の8の4 |
| １６　集中的支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の5 |
| １７　福祉・介護職員等処遇改善加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【令和6年6月1日より算定】  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) １から16までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）  ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) １から16までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数  ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) １から16までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数  ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) １から16までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数） | 算定状況   * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）   単位数  （サービス別基本単位数＋各種減算単位数）×サービス別加算率 | | 報酬告示別表  第10の9の注 |

| 第６－３　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（生活訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　生活訓練サービス費  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　生活訓練サービス費（Ⅰ）･･･通所により行った場合  　　指定自立訓練(生活訓練）事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  　イ　生活訓練サービス費（Ⅱ）  　(1)居宅を訪問して行った場合  　　指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条１項第３号の規定により平成18年厚生労働省告示第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等（共生型自立訓練（生活訓練）事業所を除く。）に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して平成18年厚生労働省告示第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練）等（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）を行った場合に、 自立訓練（生活訓練）計画、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画に位置付けられた内容の平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。   * 所要時間1時間未満の場合 * 所要時間1時間以上の場合   ※留意事項  「居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助  ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助  エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助  オ その他必要な支援  ※　ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利用者であっても対象となる。  (2)視覚障害者に対する専門的訓練の場合  　　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第10号に該当する従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た平成18年厚生労働省告示第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して平成18年厚生労働省告示第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいう。  ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科  イ　社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修  ウ　廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修  エ　廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研  　修  オ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修  　ウ　生活訓練サービス費（Ⅲ）･･･　指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所において、標準利用期間が２年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　日中、一般就労又は外部の障害福祉サービスを利用する者が対象。  　　（具体例）養護学校を卒業して就職した者、日中の生活訓練において一定期間訓練を行ってきた者等  ２　指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅲ）及び当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。  　エ　生活訓練サービス費（Ⅳ）…指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所において、標準利用期間が３年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　日中、一般就労又は外部の障害福祉サービスを利用する者が対象。  （具体例）養護学校を卒業して就職した者、日中の生活訓練において一定期間訓練を行ってきた者等  　２　指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅳ）及び当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。    ３　長期入院・入所者、長期の引きこもりにより社会経験が乏しい者、発達障害者など、2年間では十分な成果が得られないと認められる者について算定する。  　オ　共生型生活訓練サービス費  　　共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所において、共生型自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（生活訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ※介護保険法によ指定通所介護事業所等  　　指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  ２　サービス管理責任者配置等加算  共生型生活訓練サービス費について、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所である場合に、１日につき58単位を加算しているか。  　　(1) サービス管理責任者を１名以上配置していること。  　　(2) 地域に貢献する活動を行っていること。  ※留意事項  地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。  ３　特別地域加算  　　　平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める地域（一部）  　　特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など  ４　障害福祉サービス相互の算定関係  利用者が自立訓練(生活訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定されていないか。 | １．算定状況  ア　生活訓練サービス費（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　　 【776単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　 　【693単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 　　【659単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 　　【633単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　 　 【595単位】  イ　生活訓練サービス費（Ⅱ）  □　所要時間1時間未満の場合　　　　　　【265単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　　　　　【606単位】  　□　視覚障害者に対する専門的訓練の場合　【779単位】  ウ　生活訓練サービス費（Ⅲ）  　□　利用期間が2年間以内の場合　　　　　【281単位】  　□　利用期間が2年間を超える場合　　　　【170単位】  エ　生活訓練サービス費（Ⅳ）  □　利用期間が３年間以内の場合　　　　　【281単位】  　□　利用期間が３年間を超える場合　　　　【170単位】  オ　□ 共生型生活訓練サービス費　 　　　　【690単位】    ２．　適　・　否　・　該当なし  　　【追加58単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否 | | 報酬告示別表  第11の1 |
| ２　福祉専門職員配置等加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 生活支援員若しくは地域移行支援員（以下「生活支援員等」という。）の配置が次の条件に該当しているものとして市長に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（生活支援員等）又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者（共生型自立訓練（生活訓練）従業者）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（生活訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算しているか。  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。  ①　生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）【15単位】（宿泊型10単位）  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）【10単位】（宿泊型7単位）  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）【 6単位】（宿泊型4単位） | | 報酬告示別表  第11の1の2 |
| ３　地域移行支援体制強化加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のイで定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。    ※施設基準  １　地域移行支援員の員数が、常勤換算方法で、指定宿泊型自立訓練の前年度の利用者の数の平均値を15で除して得た数以上配置されていること。  ２ 地域移行支援員のうち、1人以上が常勤であること。    ※地域移行支援員の支援内容  １　利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供  ２　共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整  ３　地域生活への移行後の障害福祉サービス利用のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整  ４　地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援  ５　その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域移行支援体制強化加算　【55単位】 | | 報酬告示別表  第11の1の3 |
| ４　ピアサポート実施加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | ピアサポート実施加算については、次の（１）及び（２）のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと市長が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。  （１）障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。  （２）（１）に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者に対し、 障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 | 適　・　否　・　該当なし　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第11の1の4 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者である指定自立訓練（生活訓練９等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置している。  イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）  1と２いずれにも該当していること。  １　視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上である。  ２　視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置基準以上に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置している。  ※留意事項  １　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をい  う。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1 人で2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100 分の50 又は100 分の30 が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100 分の50 又は100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40 又は50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  ３　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障害  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障害又は言語機能障害  　　　手話通訳等を行うことができる者  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第11の2 |
| ６　高次脳機能障害者支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十九に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第11の2の2 |
| ７　初期加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。  　５　宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、宿泊型自立訓練の利用を開始した日から30日の間算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第11の3 |
| ８　欠席時対応加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第11の4 |
| ９　医療連携体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | （１）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。（2）から（5）までにおいて同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  （２）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか  （３）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。。  （４）医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5の7に該当する者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。  （５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生  活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問  させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員  1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  （６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。  ※留意事項  １　医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定自立訓練（生活訓練）事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。  このサービスは指定自立訓練（生活訓練）事業所等として行うものであるから、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  　当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ２　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　□　医療連携体制加算（Ⅳ）  　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  　　　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  　　　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  □　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第11の4の2 |
| １０　個別計画訓練支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 次の基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  （１）個別計画訓練支援加算(Ⅰ)については、次の①から⑥ までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。  ②利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  ③利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  ④指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。  ⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  ⑥当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。  （２）個別計画訓練支援加算(Ⅱ)については、注１の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、個別計画訓練支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  ※留意事項  　　１　個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  　２　３により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。  　３　個別計画訓練支援加算については、以下アからエの手順で実施すること。  　　ア　利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者（視覚障害者を対象とする場合にあたっては、第556 号告示第10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。）が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。  　　　　また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  　　イ　個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね２週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとすること。  　　　　また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  　　　　なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。  　　ウ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。  　　エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。 | 個別計画訓練支援加算（Ⅰ）  　　適　・　否　・　該当なし   * 個別計画訓練支援加算（Ⅰ）　【47単位】   個別支援計画訓練支援加算（Ⅱ）  　　適　・　否　・　該当なし   * 個別計画訓練支援加算（Ⅱ）　　【19単位】 | | 報酬告示別表  第11の4の3 |
| １１　短期滞在 加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の四のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ア　短期滞在加算（Ⅰ）  <厚生労働大臣が定める施設基準>  (1) 居室の定員が４人以下であること。  (2) 居室のほか、次のアからエに掲げる設備を有していること。  　　　ア　浴室  　　　イ　洗面設備  　　　ウ　便所  　　　エ　その他サービスの提供に必要な設備  (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。  (4) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置（夜勤）されていること。  ※夜間の時間帯を通じて生活支援員が１人以上配置されている場合に算定する。  イ　短期滞在加算（Ⅱ）  <厚生労働大臣が定める施設基準>  　　(1) 上記１の(1)から(3)に掲げる施設基準を満たしていること。  　　(2) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が１人以上配置されていること。  ※夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が１人以上配置されている場合に算定する。  ※留意事項  指定自立訓練（生活訓練）利用者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められ場合に算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　短期滞在加算（Ⅰ）　　【180単位】  　□　短期滞在加算（Ⅱ）　　【115単位】 | | 報酬告示別表  第11の5 |
| １２　日中支援 加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※利用者  (1)生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者  (2)地域活動支援センター（法第５条第27項に規定する地域活動支援センター）の利用者  (3)介護保険法第８条第７項に規定する通所介護若しくは同条第８項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者  (4)診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者  (5)就労している利用者  　※留意事項  １ 日中支援従事者の配置  (1)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。  なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。  (2)　日中支援従事者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。  ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。  ２ 加算の算定方法  加算の算定は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 日中支援加算　【270単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の2 |
| １３ 通勤者生活支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での人間関係の調整や相談・助言及び金銭管理について指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型及び指定就労継続支援Ｂ型の利用者は除くものであること。  ２　通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。 | 適　・　否　・　該当なし   * 通勤者生活支援加算　【18単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の3 |
| １４ 入院時支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下１５において同じ。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。  ア　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合  イ　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合  ※留意事項  １　アが算定される場合にあっては少なくとも１回以上、イが算定される場合にあっては少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。  ２　入院期間が７日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、アを算定する。  ３　入院期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、入院日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。  ４　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。  ５　入院時支援特別加算は、長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。  また、この場合において、最初の１月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合　【 561単位】 * 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合　　　　　【1,122単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の4 |
| １５ 長期入院時支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、入院時支援特別加算が算定されている月は算定しない | 適　・　否　・　該当なし   * 長期入院時支援特別加算　【76単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の5 |
| １６　帰宅時支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  　指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。１７において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。  ※「外泊」には、体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助、体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊も含む。  □当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合  □当該月における族等の居宅等における外泊期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合  ※留意事項  １　事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。  ２　外泊期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、外泊日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。  ３　帰宅時支援加算は、長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。  ４　共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合　【187単位】 * 当該月における族等の居宅等における外泊期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合　　　　　【374単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の6 |
| １７　長期帰宅時支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が、病院又は診療所（当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地に所在する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る。）について、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、入院時支援特別加算が算定されている月は算定しない  ※「外泊」には、体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助、体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊も含む。  ※留意事項  １　事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。  ２　長期帰宅時支援加算の算定に当たって、１回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。  ３　長期帰宅時支援加算は、⑭の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。  ４　長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。  ５　共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 長期帰宅時支援加算　【25単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の7 |
| １８　地域移行加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  　利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、算定しない。  ※留意事項  １　「退院前の相談援助」については、入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中２回に限り加算を算定する。  また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として加算を算定するものである。  ２　退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。  ３　地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できない。  ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合  イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合  ウ 死亡退院の場合  ４　地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。  ５　地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。  ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助  ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向  上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助  エ 住宅改修に関する相談援助  オ 退院する者の介護等に関する相談援助  ６　退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域移行加算　【500単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の8 |
| １９　地域生活移行個別支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の四のハで定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九で定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。  　※施設基準  　(1)基準上配置すべき生活支援員に加え、適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置する。  　(2)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され、指導体制が整えられていること。  　(3)従業者に対して医療観察法等に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者に関する研修が年1回以上行われていること。  　(4)保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。  ※対象者の要件  医療観察法に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいう。  なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域生活移行個別支援特別加算　【670単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の9 |
| ２０　精神障害者地域移行特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、７の９の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定していないか。  ※対象者の要件  精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。  また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内について、加算の算定ができる。  なお、１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内について、加算を算定できる。  ※施設要件  当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成  イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）  ウ　対象利用者との定期及び随時の面談  エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援  オ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 精神障害者地域移行特別加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の10 |
| ２１　強度行動障害者地域移行特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第四号のニに適合するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第29号に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  　※施設基準  　　次のいづれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所  (1) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から修了証明書の交付を受けたサービス管理責任者を１名以上配置していること。  (2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から修了証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。  ※対象者の要件  １　障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していたもののうち、退所してから１年以内の障害者であること。  ２　本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から１年以内について、加算の算定ができるものとすること。  ３　１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から１年以内について、加算を算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 強度行動障害者地域移行特別加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の11 |
| ２２　利用者負担上限管理加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。）、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。    　※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」  　利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第11の6 |
| ２３　食事提供体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | ア　食事提供体制加算（Ⅰ）  　（１）低所得者等１１の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  ②　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  ③　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。  イ　食事提供体制加算（Ⅱ）  　（２）低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（(1)に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、（１）食事提供体制加算（Ⅰ）の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  ４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  ５　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していることについては、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。  また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。  また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。  献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。  また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行うこと。  なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和６年９月30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。  ６　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していることについては、摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。  なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。  摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。  ７　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していることについては、おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。  また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。  なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　食事提供体制加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　食事提供体制加算（Ⅱ）　【30単位】 | | 報酬告示別表  第11の7 |
| ２４　精神障害者退院支援施設加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の四のホに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下において同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（精神障害者退院支援施設）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）  　　※施設基準  　１　利用定員が次に掲げる精神障害者退院支援施設  　　(1) 精神病床を転換して設けられたもの 20人以上60人以下  　　(2) それ以外のもの　　　　　　　　　　20人以上30人以下  　２　居室の定員が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　　4人以下であること  　　(2) それ以外のもの　　原則として個室であること  　３　利用者1人当たりの居室の床面積が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　6㎡以上であること  　　(2) それ以外のもの　8㎡以上であること  　４　居室のほか、浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有していること  　５　日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について配慮していること  　６　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること  　イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）  　　※施設基準  　１　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）の１～５と同じ。  　２　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）　【180単位】  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）　【115単位】 | | 報酬告示別表  第11の8 |
| ２５　夜間支援等体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【宿泊型自立訓練】  事業所が次の条件に該当する体制をとっているものとして市長に届け出をしている場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）  夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対し夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  　宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。  ウ　夜間支援体制加算（Ⅲ）  夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（2）の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）  □　夜間支援対象利用者が３人以下 　【448単位】  　□　夜間支援対象利用者が４人以上６人以下　　　【269単位】  　□　夜間支援対象利用者が７人以上９人以下　　　【168単位】  　□　夜間支援対象利用者が10人以上12人以下　 【122単位】  　□　夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 　【 96単位】  　□　夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 　【 79単位】  □　夜間支援対象利用者が19人以上21人以下　　【 67単位】  □　夜間支援対象利用者が22人以上24人以下　　【 58単位】  □　夜間支援対象利用者が25人以上27人以下　　【 52単位】  　□　夜間支援対象利用者が28人以上30人以下　　【 46単位】  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  □　夜間支援対象利用者が３人以下 　【149単位】  　□　夜間支援対象利用者が４人以上６人以下　　　【 90単位】  　□　夜間支援対象利用者が７人以上９人以下　　　【 56単位】  　□　夜間支援対象利用者が10人以上12人以下　 【 41単位】  □　夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 　【 32単位】  　□　夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 　【 26単位】  □　夜間支援対象利用者が19人以上21人以下　　【 22単位】  □　夜間支援対象利用者が22人以上24人以下　　【 19単位】  □　夜間支援対象利用者が25人以上27人以下　　【 17単位】  　□　夜間支援対象利用者が28人以上30人以下　　【 15単位】  ウ　夜間支援体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　　　　【 10単位】 | | 報酬告示別表  第11の9 |
| ２６　看護職員配置加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | ア　看護職員配置加算（Ⅰ）  　　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  イ　看護職員配置加算（Ⅱ）  　　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　看護職員配置加算（Ⅰ）　【18単位】  □　看護職員配置加算（Ⅱ）　【13単位】 | | 報酬告示別表  第11の10 |
| ２７　送迎加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」第四号に定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は、１回の送迎につき平均的に定員の5割以上)  　②週３回以上の送迎を行っている。  ２　平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」第四号に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第11の11 |
| ２８　障害福祉サービスの体験利用加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　障害福祉サービス体験利用支援加算（Ⅰ）、障害福祉サービス体験利用支援加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。    ①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合  ②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の 相談援助を行った場合  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。  ※留意事項  体験利用の日においては、当該加算以外の指定自立訓練（生活訓練）に係る基本報酬は算定不可  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算が　算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第四号のへに適合するものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第11の12 |
| ２９　社会生活支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第四号のトに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第九号に規定する者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。    ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  施設基準  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  ①　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  ②　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有  する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※施設要件の留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  ２　こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の2 |
| ３０　就労移行支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 自立訓練（生活訓練）を受けた後就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等の行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6 月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。  ２　自立訓練（生活訓練）を経て企業等に雇用された後、自立訓練（生活訓練）の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。  また、過去３年間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。  　３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【54単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【24単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【13単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【 9単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 7単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の3 |
| ３１　緊急時受入加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のリに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、１のハの生活訓練サービス費（Ⅲ）又はニの生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第11の12の４ |
| ３２ 集中的支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の５ |
| ３３　福祉・介護職員等処遇改善加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【令和6年6月1日から算定】  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  （１）福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) １から３２までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）  （２） 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) １から３２までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数  （３）福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) １から３２までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）  （４）福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) １から３２までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数） | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）   単位数  （サービス別基本単位数＋各種減算単位数）×サービス別加算率 | | 報酬告示別表  第11の13 |

| 第６－４　介護給付費等の算定及び取扱い（就労移行支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労移行支援サービス費  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　就労移行支援サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定就労移行支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）  　　①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）又は指定障害者支援施等（認定指定障害者支援施設を除く。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び県に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ②指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設を除く。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就　　労移行支援等の行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（指定就労継続支援A型事業所等）への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の合計数を当該前年度及び前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、２の（２）の②及び（３）の②の就労移行支援サービス費(Ⅱ)並びに12の就労支援関係研修修了加算（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設の場合に限る。（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。））においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った日に属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。)に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）  ①あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  　　②　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日に属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ※指定就労移行支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定  指定就労移行支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。  　　　１　施設外支援  　　　２　施設外就労  　　１、２の内容及び報酬の算定は下記留意事項のとおり。  ※留意事項  　　　１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　　　　事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。  　　　(1) 要件  　　　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること  　　　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。  　　　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、事業所外等支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。  　　　　エ　事業所外等支援の提供期間中における緊急時の対応ができること  　　　(2) 報酬の算定期間  　　　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間  　　　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）  　　　(3) その他  　　　　居宅において就労移行支援及び就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用する場合は対象外  　　　２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　　　　利用者と職員とがユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。  　　　(1) 施設外就労の最低定員及び上限  　　　　施設外就労１ユニット当たり最低定員１人（施設外就労の総数は利用定員の100分の70以下）  　　　(2) 施設外就労の職員配置  　　　　本事業を実施する１ユニット当たりの利用定員につき、各事業の常勤換算方法に基づく職員を配置すること。  　　　(3) 利用定員の取扱  　　　　施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れることが可能。  　　　(4) 報酬の適用単価  　　　　主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用。  　　　(5) その他  　　　　・施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結する。  　　　　・施設外就労を運営規程へ明記し、施設外就労についての規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定する。なお、月2日は事業所内で達成度評価実施  　　　　・施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求にあわせて提出する。  　　　　・施設外就労に随行する支援員は、就労先企業の協力の下、以下の業務を行う。  　　　　　ア　事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の把握  　　　　　イ　委託企業の選定及び委託企業における作業実施に向けた調整  　　　　　ウ　対象者が施設外支援を行うために必要な支援（作業指導等）  　　　　　エ　施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供  　　　　　オ　委託先企業や対象者の家族との連携  　　　　・事業の円滑実施に向けて、関係機関との連携に努める（労働局、地域障害者職業センター、職安等）  ウ　就労移行支援サービス費(Ⅰ)掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規にその指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、（１）－②の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度又は当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  エ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)に掲げる就労移行支援サービスの算定に当たって、認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から3年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が5年である場合は5年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満であるとみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。  オ　障害福祉サービス相互の算定関係  利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。 | １．　適　・　否  算定状況  ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,210単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【1,020単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【 879単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　719単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　569単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　519単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　　【　479単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,055単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　881単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　743単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　649単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　524単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　466単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　432単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,023単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　857単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　711単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　614単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　515単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　446単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　413単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【 968単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　816単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　664単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　562単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　494単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　418単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　387単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【 935単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　779単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　625単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　516単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　478単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　392単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　364単位】  イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）  (1) 利用定員が20人以下  □　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【756単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【644単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　　　　【553単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　　　　【468単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  　　　　【381単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。） 　　　　　　　 【348単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合 　　　　 【323単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【699単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【587単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【495単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【433単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【351単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【313単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【291単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【665単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【560単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【464単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【402単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【338単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【295単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【272単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【658単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【554単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【453単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【384単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【338単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【286単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【266単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【653単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【545単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【439単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【363単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【337単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【277単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　　　　　　【258単位】  　適　・　否  　適　・　否  適　・　否 | | 報酬告示別表  第12の1 |
| ２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | （１）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)については、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1若しくは2又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  （２）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)については、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。  ※留意事項  １　「視覚障害者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害者  ２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の50又は100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障害は「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等である利用者数が利用者の数に全利用者の100分の50又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされる。  ３　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障害  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障害又は言語機能障害  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】 * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の2 |
| ３　高次脳機能障害者支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第543号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十二に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の3 |
| ４　初期加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。  　※留意事項  １　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  ２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  ３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第12の4 |
| ５　訪問支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（就労移行支援従業者）が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　ア　所要時間1時間未満の場合  　イ　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。  この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る就労移行支援計画の見直し等の支援をいう。  ３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は就労移行支援の利用後、再度5日間以上連続して指定就労移行支援の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | | 報酬告示別表  第12の5 |
| ６　利用者負担上限管理加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労移行支援事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  □ 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第12の6 |
| ７　食事提供体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算しているか。  ⑴ 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  ⑵ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  ⑶ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。    ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額の合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  ４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  ５　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していることについては、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。  また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。  また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。  献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。  また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行うこと。  なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和６年９月30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。  ６　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していることについては、摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。  なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。  摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。  ７　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していることについては、おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。  また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。  なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。 | 適　・　否　・　該当なし  □ 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第12の7 |
| ８　精神障害者退院支援施設加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）及び精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の五に定める基準に適合するものとして市長に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）  　　※施設基準  　１　利用定員が次に掲げる精神障害者退院支援施設  　　(1) 精神病床を転換して設けられたもの 20人以上60人以下  　　(2) それ以外のもの　　　　　　　　　　20人以上30人以下  　２　居室の定員が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　　4人以下であること  　　(2) それ以外のもの　　原則として個室であること  　３　利用者1人当たりの居室の床面積が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　6㎡以上であること  　　(2) それ以外のもの　8㎡以上であること  　４　居室のほか、浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有していること  　５　日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について配慮していること  　６　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること  　イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）  　　※施設基準  　１　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）の１～６と同じ。  　２　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）　【180単位】  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）　【115単位】 | | 報酬告示別表  第12の8 |
| ９　福祉専門職員配置等加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 生活支援員等の配置が次の条件に該当して市長に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理士である従業員の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして市長に届出し、サービスを提供した場合  　　（１）職業指導員、生活支援員又は就労支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　（２）職業指導員、生活支援員又は就労支援員として配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第12の9 |
| １０　欠席時対応加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第12の10 |
| １１　医療連携体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5の7に該当する者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。  オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定医療行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）  喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。  ※留意事項  １　医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定就労移行支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。  このサービスは指定就労移行支援事業所等として行うものであるから、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  　当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ２　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　ア□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ　　医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  □　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  □　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  オ□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  カ□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第12の11 |
| １２　就労支援関係研修修了加算【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、平成21年厚生労働省告示第178号「厚生労働大臣が定める研修」に定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業者等において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。  　※留意事項  １　当該事業所における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から１年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから２年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。  ２　「就労支援に従事する者として１年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての１年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての１年以上の実務経験を指すものとする。  (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務  (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務  (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務  ３　「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。  ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第１項第２号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。  イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行規則」という。）第20条の２の３第２項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと（平成26年度以前に実施された第１号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第１号職場適応援助者養成研修を含む）。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。  (ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修  (イ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の２の３第３項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修）  (ウ) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第６項第１号イ及びロ並びに同項第２号イ⑴及び⑵に掲げる研修  ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、松江市がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年５月10日付障発0510第５号）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 就労支援関係研修修了加算　【6単位】 | | 報酬告示別表  第12の12 |
| １３　移行準備支援体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十二に定める基準を満たし、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①　職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合  ②　求職活動等にあっては、公共職業安定所、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合  ※留意事項  １　「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 企業及び官公庁等における職場実習  イ アに係る事前面接、期間中の状況確認  ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学  エ その他必要な支援  ２　「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。  ア ハローワークでの求職活動  イ 地域障害者職業センターによる職業評価等  ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等  エ その他必要な支援  ３　１又は２については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。 | 適　・　否　・　該当なし  □　移行準備支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の13 |
| １４　送迎加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  　ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①　原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  ②　週３回以上の送迎を行っている。  ２　平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第12の14 |
| １５　障害福祉サービスの体験利用加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。  　①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合  　②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。  ※留意事項  体験利用の日においては、当該加算以外の指定就労移行支援に係る基本報酬は算定不可  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の五のハに定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第12の15 |
| １６　通勤訓練加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算する。  ２　「専門職員」とは、アからオに掲げる研修等を受講した者をいう。  ア 　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科  イ 　国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修（国の委託に基づき社会福祉法  人日本ライトハウスが実施していた同等の内容の研修を含む）  ウ　 その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修 | 適　・　否　・該当なし   * 通勤訓練加算　【800単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の2 |
| １７　在宅時生活支援サービス加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。  ２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の3 |
| １８　社会生活支援特別加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の五のニに定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。    　※施設基準  　１　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。   1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること   ②　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ４　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他の関係機関との協力体制が整えられていること。  ※対象者（H18厚労告556・第9合）  心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設若しくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から３年を経過していないもの又はこれに準ずる者  ※留意事項  １　対象者の要件   1. 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労移行支援事業所等を利用することになった者 2. 矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労移行支援等を利用することになった場合、指定就労移行支援等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。   ２　施設要件  　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　研修の開催  　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ４　支援内容  ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によし、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成  イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ 日常生活や人間関係に関する助言  エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ 日中活動の場における緊急時の対応  カ その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の4 |
| １９　地域連携会議実施加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | （１）地域連携会議実施加算(Ⅰ)  指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就労・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（地域連携会議実施加算(Ⅱ) を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。  （２）地域連携会議実施加算(Ⅱ)  指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（地域連携会議実施加算(Ⅰ) を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。  ※留意事項  １　利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算する。  ア ハローワーク  イ 障害者就業・生活支援センター  ウ 地域障害者職業センター  エ 他の就労移行支援事業所  オ 特定相談支援事業所  カ 利用者の通院先の医療機関  キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村  ク 障害者雇用を進める企業  ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等  ２　ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ３　ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、３月に１回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。  ４　就労移行支援計画に関するケース会議について、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算  （Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。  　　　ア　サービス管理責任者がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状  況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な  便宜の供与について検討を行った  　　　　イ　サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席し  て就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対  して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サー  ビス管理責任者に対しその結果を共有した場合 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域連携会議実施加算（Ⅰ）　【583単位】   　適　・　否　・　該当なし   * 地域連携会議実施加算（Ⅱ）　【408単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の5 |
| ２０　緊急時受入加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二のヘに定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算しているか。  　※留意事項  １　市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。  位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。  ２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。  担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。  ３　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。  ４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有している  こと及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　緊急時受入加算　　【100単位】  ○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名  職名  氏名 | | 報酬告示別表  第12の15の6 |
| ２１　集中的支援加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の7 |
| ２２　福祉・介護職員等処遇改善加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【令和6年6月1日より算定】  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十三に定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  （１） 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) １から21までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）  （２） 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) １から21までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数  （３） 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) １から21までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）  （４） 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) １から21までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する単位数） | 算定状況   * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） * 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）   単位数  （サービス別基本単位数＋各種減算単位数）×サービス別加算率 | | 報酬告示別表  第12の16の注 |

| 第６－５　介護給付費等の算定及び取扱い（就労定着支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労定着支援サービス費  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | １　就労定着支援サービス費については、就労に向けた支援として指定生活介護等指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（生活介護等）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者（通常の事業所に雇用されている障害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ２　就労定着支援サービス費については、指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、市長に届け出た就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去３年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の２において同じ。）に応じ、１月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から１年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率となっているか。  　※留意事項  　１　対象者について  就労定着支援については、報酬告示第14の２の１の注１に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援Ａ型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型（以下において「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達したもの）が対象となる。  この場合、例えば、令和６年４月１日に就職した者は、令和６年９月30日に６月に達した者となることから、令和６年10月１日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となり、また、令和6 年4 月1 日に就職し、令和6 年6 月30 日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和6 年12 月31 日に6 月に達した者となることから、令和7 年1 月1 日から就労定着支援を利用できることとなる。  なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が６月以上42月未満の障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月以上42 月未満のもの）が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。  ２　就労定着支援サービス費の区分について  （１）就労定着支援サービス費については、報酬告示第14 の２の１の注１に規定する生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月以上に達したもの）に対して、就労定着支援を提供した月１回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算は、以下による。  ア　当該前年度末日から起算して過去３年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数（以下「利用者総数」という。）を算出する。  イ　アの過去３年間に就労定着支援を利用者総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。   * 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 * 就労定着支援の利用中に、離職した後１月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中１回限りの転職について認める。）   ウ　イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。   * 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 * 雇用された事業所が倒産した場合 * 利用者が死亡した場合   （２）新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去３年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。  エ　指定を受ける前月末日から起算して過去３年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。  オ　エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、イの規定を準用して算出する。  カ　オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、ウの規定を準用して算出する。  また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日か  ら１年間経過した日の属する月から当該年度の３月までの就労定着率については、直近１  年間の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度４月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。  キ　支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。  ク　キのうち支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、イの規定を準用して算出する。  ケ　ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、ウの規定を準用して算出する。  (例1) 令和6 年4 月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法  ・ 令和6 年4 月から令和6 年9 月まで  → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3 年間において、一体的に運営する指定  就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続して  いる者の数の割合  ・ 令和6 年10 月から令和7 年3 月まで  → 令和6 年4 月から令和6 年9 月までと同じ  ・ 令和7 年4 月から令和8 年3 月まで  → 令和6 年度の利用者総数のうち令和6 年度末日において就労が継続している者の数の割  　合  ・ 令和8 年4 月から令和9 年3 月まで  → 令和6 年度及び令和7 年度の利用者総数のうち令和7年度末日において就労が継続して  いる者の数の割合  ・ 令和9 年4 月から令和10 年3 月まで  → 令和6 年度、令和7 年度及び令和8 年度の利用者総数のうち令和8 年度末日において就  労が継続している者の数の割合  (例2) 令和6 年6 月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法  ・ 令和6 年6 月から令和6 年11 月まで  → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3 年間において、一体的に運営する指定  就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続して  いる者の数の割合  ・ 令和6 年12 月から令和7 年3 月まで  →　令和6 年6 月から令和6 年11 月までと同じ  ・ 令和7 年4 月から令和7 年5 月まで  →　令和6 年6 月から令和6 年11 月までと同じ  ・ 令和7 年6 月から令和8 年3 月まで  → 令和6 年6 月から令和7 年5 月までの利用者総数のうち令和7 年5 月末日において就  労が継続している者の数の割合  ・ 令和8 年4 月から令和9 年3 月まで  → 令和6 年6 月から令和8 年3 月までの利用者総数のうち令和7 年度末日において就労が  継続している者の数の割合  ・ 令和9 年4 月から令和10 年3 月まで  → 令和6 年6 月から令和9 年3 月までの利用者総数のうち令和8 年度末日において就労が  継続している者の数の割合  ・ 令和10 年4 月から令和11 年3 月まで  → 令和7 年度、令和8 年度及び令和9 年度の利用者総数のうち令和9 年度末日において就  労が継続している者の数の割合  【支援体制構築未実施減算】  ２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合は、支援体制構築未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ［特別地域加算］  ３　平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者の居宅若しくは別に厚生労働大臣が定める地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により指定就労定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1月につき240単位を加算しているか。  ４　指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日に属する月において、指定障害福祉サービス基準第206条の8第1項の規定により新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり、利用者及び当該事業主等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提出を1回以上行わなかった場合に就労定着支援サービス費を算定していないか。  ※留意事項  １　就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を１月に１回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。  ２　当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。  ３　支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和３年３月30日付障障発第0330第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。  ５　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２第１項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費を算定していないか。  　※留意事項  　就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の２の２に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。  ６　利用者が、自立訓練（生活訓練）又は自立生活援助を受けている間、就労定着支援サービス費を算定していないか。  ※留意事項  　就労定着支援と自立生活援助の併給はできない。  また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に６月以上就労が継続している障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月以上に達したもの）であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。 | １．．算定状況  　□　就労定着率が９割５分以上の場合　　　　【3,512単位】  □　就労定着率が９割以上９割５分未満の場合【3,348単位】  □　就労定着率が８割以上９割未満　　【2,768単位】  □　就労定着率が７割以上８割未満　　【2,234単位】  □　就労定着率が５割以上７割未満　　【1,690単位】  □　就労定着率が３割以上５割未満　　【1,433単位】  □　就労定着率が３割未満　　　　　　【1,074単位】  ２．適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  【追加240単位】  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第14の2の1 |
| ２　地域連携会議実施加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 地域連携会議実施加算(Ⅰ)  指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この２において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（ロを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。  地域連携会議実施加算(Ⅱ)  指定就労定着支援事業所が、就労定着支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（イを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。  　※留意事項  １　就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大３年間）を通じ、１月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算する。  ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ア 障害者就業・生活支援センター  イ 地域障害者職業センター  ウ ハローワーク  エ 当該利用者が雇用されている事業所  オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等  カ 特定相談支援事業所  キ 利用者の通院先の医療機関  ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村  ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等  ２　利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。  ３　サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。  なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。  ４　就労定着支援計画に関するケース会議であるため、下記アを行った場合には地域連携会議実施  加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。  ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況  について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便  宜の供与について検討を行った場合  イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席し  て就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対  して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サー  ビス管理責任者に対しその結果を共有した場合 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域連携会議実施加算（Ⅰ）　　　　　【579単位】 * 地域連携会議実施加算（Ⅱ）　　　　　【405単位】 | | 報酬告示別表  第14の2の2 |
| ３　初期加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、指定就労定着支援を行った場合に、指定就労定着支援の利用を開始した月について、１回に限り、所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　　生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、１回に限り加算する。  なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が  可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【900単位】 | | 報酬告示別表  第14の2の3 |
| ４　就労定着実績体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者）の占める割合が前年度において100分の70以上として市長に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  　※留意事項  １　前年度末日から起算して過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42 月以上78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100 分の70 以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。  ２　「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、３年間の支援期間未満で利用を終了した者  も含むものとする。  ３　就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から１年間は算定できないが、例えば、平成30 年４月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30 年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42 月以上78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が100 分の70 以上の場合は、平成31 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 就労定着実績体制加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第14の2の4 |
| ５　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める研修」に定める研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして市長に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし   * 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算　【120単位】 | | 報酬告示別表  第14の2の5 |
| ６　利用者負担上限管理加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 指定就労定着支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。    　※留意事項  　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第14の2の6 |
| ７　福祉・介護職員等処遇改善加算  【関係書類】  体制等状況一覧  表、当該加算の届  出書等 | 【令和6年6月１日より算定】  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) １から6までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数  ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) １から6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) １から6までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）  □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | | 報酬告示別表  第14の2の7 |